



大学は憲法のいう思想、良心の自由とか、表現の自由などが最大限に保障されねばならないと主張する。また、大学は経営的観点からではなく、教育的観点から管理運営されるべきこと、明大においても、教職員組合や専任教連の常設に譲渡してきたこと、われわれ大学に属する人間の間で常識である。このような大学の常識は、えてして世間に通用せぬもののように、世間の常識にはとかく大学は非常識のことと限らず、これに続く大学運営臨時措置法に反対する。大学の運動は、世間の常識には理解が苦しむところであった。

## 良心的行動の圧殺か

商学部 教授 高岡美郎

ある政治家は「大学教授は馬鹿者だ」と罵り、またある政治家は大学の「警察アレルギーを治してやらねばならぬ」となぐと罵っていた。大学の常識と世間の常識との違いが、矛盾は矛盾と尋ねる。大学の常識は、世間の常識に屈伏してはならない。屈伏することは大学の頭蓋を意味する。

学問の自由、大学の自由、自治は、本源的には国家権力に対してのそれである。だから、官権によって自由、自治を譲ってしまおうとばかりの「パナドックス」であり、漫断である。とはいくもの私には官権を大学に介入させるべきではない、といいきる自信はない。介入の止むなきに至る場合もあると云う。さて、この九日早朝に本学は機動隊を導

入してバリケードを撤去し、ロックアウトを宣言した。この機動隊の導入であるが、大学があらゆる手段を講じた上、万策を講じているからか、私は疑念をもつ。参考のため、法政大学についての〇月八日付新聞の記述を抜粋する。

警視庁公安課は八日早朝、制服警官五百人を動員して、千代田区富士町の法政大学を区署連備集合、公務執行妨害、傷害容疑で捜索した。……火災防止の観点で、下宿寮警備部長は現場で中村隆文と会い、「危険な凶器が学内から大量にみつかった。校舎も破壊の限りが、占拠学生も一人もいないのでロックアウトなどの処置を講じてほしい」と学園の正常化を強く求めた。



大学当局がとった今回の機動隊導入とロックアウトという措置について、①その要因②学生の行為と大学の自治③大学の責任④今後の問題の四点から感想をのべておきたい。

## 理性的な討論で

法学部 助教 田中館照橘

①その要因——今回、大学当局がとった機動隊導入による大学の封鎖解除、占拠学生の排除、ロックアウトという一連の措置は、直接的には、(一)九月三十日に発生した明大周辺の騒擾に対する明大の社会的責任、(二)十月二日に発生する予想される一部学生の暴力行動の拠点校として明大が使用される危険があったこと、(三)三月上旬のバリケードによる大学の被害総額が数億円のほるといわれること、(四)一〇月四日の全学集会も結局は一部学生の妨害により実現不可能になったこと、その理由があつたと思われる(明大「全学の閉鎖にあたり」一〇月九日)。

他方、芝浦工大における学生同志の内ゲバによる殺人事件をはじめとする東大安田講堂の封鎖解除などにもみられるごとく、大学の内外における学生の刑法上の犯罪行為(放火、住居侵入、凶器準備集合、往来妨害、殺人、傷害、過失傷害、暴行、脅迫、威力業務妨害、窃盗)が行なわれたことは、世人の認めざるを得ない。

②学生の行為と大学の自治——学生の右の刑法上の犯罪行為は、いかに大学の自治、学問の自由を擁護するためにとった大義名分があつたにせよ、許容することはできない。刑法上の犯罪行為は行政罰や懲戒罰と異なり、それ自身が反道徳的性質をもつ行為であることを知るべきである。人間の生命や自由、建物・施設などが完全に保護され、管理されずに学問の自由も大学の自治も存在し得ないのである。

③責任——かく考えるとき、明大は三年前の学費闘争と今回の大学封鎖による精神面および物的面の損害は重大である。まず、かかる損害を予測できなかった大学管理責任者の政治的、教育的責任、教職員の責任、学生の責任の追及がなされなければならない。われわれはここで、大学管理責任者の責任、教職員及び学生の権利と義務とは、一体面であるかを改めてこの時点で徹底的に反省する必要があると思われ。

④今後の問題——今後は大学改革準備委員会の改革案などを中心に、慎重に理性的に討議を加え、大学を改革していくべきである。また、これからの大学当局の責任者は、計画性、責任性および実行力のある者により構成されなければならないであろう。

(自然科学概論)

(行政法)